様式第４号

暴力団排除に関する誓約書

　小松島市の小松島市庶務管理システム導入等業務委託のプロポーザル参加にあたり、小松島市暴力団排除条例（平成２４年条例第２９号）に基づき、暴力団の排除のために必要な協力を行うこと及び下記事項について誓約します。

　また、小松島市が暴力団排除に必要な場合には、徳島県警察本部又は管轄警察署に照会及び役員等名簿のほか照会に必要な情報を提供することを承諾します。

記

１　次に掲げる者のいずれにも該当しません。

　（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７

　　　　７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２）　役員等（役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員（法

　　　　第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者

　（３）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害

　　　　を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められる者

　（４）　役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

　　　　あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認めら

　　　　れる者

　（５）　役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどして

　　　　いると認められる者

　（６）　前各号に該当するもののほか、役員等が、暴力団員と社会的に非難される関係

　　　　を有していると認められる者

２　暴力団員が、経営に実質的に関与していることはありません。

３　小松島市との契約に関し、下請負人、再委託人（下請、再委託が数次にわたるときは

　そのすべてを含む。以下同じ。）が上記１の各号に該当しないことを確認します。また、

　当該者が上記１の各号に該当した場合、小松島市との契約に関する事項から排除します。

４　小松島市暴力団当排除措置要綱第１５条に基づく勧告措置を受けた日から１年以内に

　再度勧告措置を受けていることはありません。

５　小松島市より上記１から３に該当するか否かの照会のために役員名簿等の情報提供の

　要請があった場合には、直ちに応じます。

６　本誓約が虚偽であり、又は本誓約に違反したことにより被る不利益について、一切意

　義は申し立てません。

　令和　　年　　月　　日

　小松島市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　（誓約者）

　　　　　　　　　　　　　　　　本社所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印